

狹山市保育所等入所調整基準表について

1 趣旨・背景

保育所等の入所選考につきましては、「狹山市保育所等入所調整基準表」に基づき、対象児童の保育の必要性を基準指数及び調整指数として点数化した上で利用調整を行っております。

本基準表において、おおむね全員が適用されていることにより、利用調整としての機能が低下している指数や、適用にあたり必要となる書類の正確性の担保が難しく、適用が困難となっている指数など、見直しが必要となる指数があることから、下記のとおり、本基準表を改正することといたしました。

2 主な改正内容（詳細は別添資料のとおり）

（1）分類 2・指数番号 9 の削除

利用調整については、保育の必要性の認定を受けることが前提条件となっており、保育の必要性の認定を受けることができない状況下では利用調整が行われないことから、当該指数について削除いたします。

（2）指数番号 27 及び指数番号 28 の改正

精神障害者保健福祉手帳 2 級に該当する保護者については、現状、指数番号 27 を適用しておりますが、個人住民税での障害者控除の適用においては、特別障害者の対象は 1 級のみであること、基準指数分類 9「介護（看護）」の指数においては、1 級とそれ以外に区分けしていることなどから、当該指数について改正いたします。

（3）指数番号 45 から指数番号 48 の改正

祖父母の状況については、祖父母が別居、不存在、65 歳以上又は保育のできない理由がある場合には、当該指数を適用し加算の対象としておりますが、現状おおむね全員が加算の対象であり、調整指数としての機能が低下していることから、これまでは当該指数の適用外であった場合を、今後は減算の対象とすることで、合計指数が同点となった場合の入所の優先度を判断する機能を付与するため、当該指数について改正いたします。

（4）指数番号 53 の改正

「有償認可外保育施設」という語句が関係法令上存在せず、利用料が無料、有料にかかわらず認可を受けていない施設は「認可外保育施設」に分類されることから、当該指数について改正いたします。

(5) 指数番号 5 5 の削除

児童の現在の保育状況については、親族、友人、知人に預けている証明書類の正確性を担保することが困難であることから、当該指数について削除いたします。

(6) 指数番号 6 2 の改正及び指数番号 6 9 の削除

兄弟姉妹が在籍する保育施設への利用調整については、これまで、新規入所である場合に 8 点、転所である場合に 1 0 点の適用としておりましたが、入所と転所とで保育の必要性の優先度に差をつけることが困難であることから、同一の点数とし、併せて不要となった指数番号 6 9 「兄弟姉妹が在園している保育施設に転所希望」を削除いたします。

(7) その他

- ・「基準指数と調整指数の合計が同一指数世帯の優先順位」の表を改正後の分類番号及び指数番号へ改正
- ・注 2 を削除し、注 3 及び注 4 を 1 番ずつ繰り上げ
- ・その他、字句訂正

3 適用開始時期

令和 9 年度 4 月の利用調整から適用

(改正前)
狹 山 市 保 育 所 等 入 所 調 整 基 準 表

◆基準指数

指数番号	分類	保 護 者 の 状 況		基準指数	
		類 型	細 目	父	母
1	1	就 労	月155時間以上の就労	20	20
2			月140時間以上月155時間未満の就労	18	18
3			月120時間以上月140時間未満の就労	16	16
4			月100時間以上月120時間未満の就労	14	14
5			月80時間以上月100時間未満の就労	12	12
6			月64時間以上月80時間未満の就労	10	10
7			内職での就労（加算はなし）	10	10
8		加算（重複可）	週5日以上	2	2
9	2	基準未満就労	月64時間未満の就労（入所後就労時間拡大予定）	6	6
10	3	内 定	月155時間以上の就労	16	16
11			月140時間以上155時間未満の就労	14	14
12			月120時間以上月140時間未満の就労	12	12
13			月100時間以上月120時間未満の就労	10	10
14			月80時間以上月100時間未満の就労	8	8
15			月64時間以上月80時間未満の就労	6	6
16	4	求職中	保育所等入所申込み時における確約書提出者（入所後3か月以内に就労開始）	3	3
17	5	就 学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学などに通学している	18	18
18			就職に必要な技能習得のために通信教育等の居宅内で就学している	8	8
19	6	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁等【注3】	48	48
20			死亡、離別、行方不明、拘禁等（上記以外）	22	22
21	7	出 産	出産予定日の産前6週（又は14週）から産後8週間の期間にあって、出産の準備、休養を要する場合	-	22
22	8	疾病・傷病 心身障害	1か月以上入院している（予定も含む）	22	22
23			自身の起居にも困難があり、育児はできない状態である	22	22
24			自身の身の辺のことはできるが、育児はできない状態である	20	20
25			自身の症状改善のため、週4日程度育児を休むことが望ましい	18	18
26			指定用紙以外の診断書の交付を受けている場合	16	16
27		心身障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳㉔・A、精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当する	22	22
28			身体障害者手帳3級、療育手帳B・C、精神障害者保健福祉手帳3級に該当する	18	18
29			身体障害者手帳4級から6級に該当する	14	14
30	9	介護（看護）	常時病臥者・重度心身障害者（児）等【身体障害者手帳1・2級、療育手帳㉔・A若しくは精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者、又は要介護4・5の認定を受けている者】の常時観察、付添介護（看護）、通院、通所、通園のため、月20日以上かつ1日7時間以上、保育が困難な場合	22	22
31			病人・心身障害者（児）等の付添介護（看護）、通院、通所、通園のため、月20日以上かつ1日4時間以上、保育が困難な場合	18	18
32			病人・心身障害者（児）等の付添介護（看護）、通院、通所、通園のため、月15日以上かつ1日4時間以上、保育が困難な場合	15	15
33	10	虐待やDVのおそれがあること	児童虐待や配偶者からの暴力により保育が困難と認められた場合	30	30
34	11	災 害	火災・地震等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育にあたることができない場合	30	30
35	12	市長の認める特例	前各号に掲げるものの他、保育が必要と認められた場合	30	30

◆基準指数と調整指数の合計が同一指数世帯の優先順位

第1段階	基準指数の高い者
第2段階	基準指数の分類が【10・11・12】の者 以降は基準指数の分類が【6＞8＞7＞9＞1・2＞5＞3＞4】の順とする
第3段階	調整指数に減算がない者
第4段階	保護者が市内の保育施設等に就労している保育士・保育教諭（内定を含む）
第5段階	前年度利用保留期間が長い者（指数番号38に該当する者は除く）
第6段階	世帯の前年所得が低い者

(改正後)
狭 山 市 保 育 所 等 入 所 調 整 基 準 表

◆基準指数

指数番号	分類	保 護 者 の 状 況		基準指数	
		類 型	細 目	父	母
1	1	就 労	月155時間以上の就労	20	20
2			月140時間以上月155時間未満の就労	18	18
3			月120時間以上月140時間未満の就労	16	16
4			月100時間以上月120時間未満の就労	14	14
5			月80時間以上月100時間未満の就労	12	12
6			月64時間以上月80時間未満の就労	10	10
7			内職での就労（加算はなし）	10	10
8		加算（重複可）	週5日以上	2	2
9	2	内 定	月155時間以上の就労	16	16
10			月140時間以上155時間未満の就労	14	14
11			月120時間以上月140時間未満の就労	12	12
12			月100時間以上月120時間未満の就労	10	10
13			月80時間以上月100時間未満の就労	8	8
14			月64時間以上月80時間未満の就労	6	6
15	3	求職中	保育所等入所申込み時における確約書提出者（期限内に就労開始又は拡大）	3	3
16	4	就 学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学などに通学している	18	18
17			就職に必要な技能習得のために通信教育等の居宅内で就学している	8	8
18	5	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁等【注2】	48	48
19			死亡、離別、行方不明、拘禁等（上記以外）	22	22
20	6	出 産	出産予定日の産前6週（又は14週）から産後8週間の期間にあって、出産の準備、休養を要する場合	-	22
21	7	疾病、傷病 心身障害	1か月以上入院している（予定も含む）	22	22
22			自身の起居にも困難があり、育児はできない状態である	22	22
23			自身の身の辺のことはできるが、育児はできない状態である	20	20
24			自身の症状改善のため、週4日程度育児を休むことが望ましい	18	18
25			指定用紙以外の診断書の交付を受けている場合	16	16
26		心身障害	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳㊦・A、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する	22	22
27			身体障害者手帳3級、療育手帳B・C、精神障害者保健福祉手帳2級・3級に該当する	18	18
28			身体障害者手帳4級から6級に該当する	14	14
29	8	介護（看護）	常時病臥者・重度心身障害者（児）等【身体障害者手帳1級・2級、療育手帳㊦・A若しくは精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者、又は要介護4・5の認定を受けている者】の常時観察、付添介護（看護）、通院、通所、通園のため、月20日以上かつ1日7時間以上、保育が困難な場合	22	22
30			病人・心身障害者（児）等の付添介護（看護）、通院、通所、通園のため、月20日以上かつ1日4時間以上、保育が困難な場合	18	18
31			病人・心身障害者（児）等の付添介護（看護）、通院、通所、通園のため、月15日以上かつ1日4時間以上、保育が困難な場合	15	15
32	9	虐待やDVのおそれがあること	児童虐待や配偶者からの暴力により保育が困難と認められた場合	30	30
33	10	災 害	火災・地震等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育にあたることができない場合	30	30
34	11	市長の認める特例	前各号に掲げるものの他、保育が必要と認められた場合	30	30

◆基準指数と調整指数の合計が同一指数世帯の優先順位

第1段階	基準指数の高い者
第2段階	基準指数の分類が【9.10.11】の者 以降は基準指数の分類が【5>7>6>8>1>4>2>3】の順とする
第3段階	調整指数に減算がない者
第4段階	保護者が市内の保育施設等に就労している保育士・保育教諭（内定を含む）
第5段階	前年度利用保留期間が長い者（指数番号37に該当する者は除く）
第6段階	世帯の前年所得が低い者

(改正前)

◆調整指数

指数番号	分類	類型	状況		調整指数
			項目	細目	
36	1	両親及び家庭の状況	育児休業	入所希望月の翌月10日までに育児休業（産後休暇）から復職予定【注3】	5
37				申請年度内（又は保留期間中）に育児休業から復職している【注3】	3
38				入所希望月の翌月10日までに育児休業から復職予定なし【注4】	-40
39			就労	生計中心者の失業により、生活が困窮している場合（ひとり親世帯は除く）	10
40			単身赴任	両親のどちらかが単身赴任している	1
41			生活困窮	生活保護受給世帯	10
42				生活保護申請中	5
43			兄弟姉妹	児童の兄弟姉妹が障害児もしくは看護又は介助が必要な疾病がある場合	1
44				同居する小学3年生までの児童の兄弟姉妹が2人以上いる場合	2
45			父方祖父	同居（65歳以上又は保育ができない理由あり）・別居・不在のいずれかの場合	1
46			父方祖母	同居（65歳以上又は保育ができない理由あり）・別居・不在のいずれかの場合	1
47			母方祖父	同居（65歳以上又は保育ができない理由あり）・別居・不在のいずれかの場合	1
48			母方祖母	同居（65歳以上又は保育ができない理由あり）・別居・不在のいずれかの場合	1
49	2	児童の保育状況	現在の保育状況	地域型保育事業所の継続不可（6か月以上地域型保育事業所在園児のみ対象）（4月のみ）	30
50				指数番号49に該当しており、連携施設を希望している場合（4月のみ）	20
51				他市区町村への委託継続不可（他市区町村の規定による場合のみ）（指数番号49との重複不可）	5
52				年齢到達や閉園等による保育施設継続不可（指数番号49との重複不可）	15
53				有償認可外保育施設を利用している（月10日以上）（指数番号54、55との重複不可）【注1】	2
54				一時保育を利用している（月10日以上）（指数番号53、55との重複不可）【注1】	2
55				親族、友人、知人に預けている（月10日以上）（指数番号53、54との重複不可）【注2】	2
56				出産要件での入所後、継続入所のために再審査を行う場合	5
57				認定こども園の教育部分に在園しており、同じ認定こども園の保育所部分の利用を希望する場合	2
58				障害児通所施設に通所している児童	3
59				医療的ケアが必要な児童	5
60			兄弟姉妹	兄弟姉妹が同時に保育施設に申込みを希望している	1
61				多胎児（双子・三つ子など）が同時に保育施設に申込みを希望している【注3】	1
62				兄弟姉妹が入所している保育施設を希望している【注3】	8
63			援護状況	児童相談所から入所依頼がある	100
64	3	その他	市外在住で、父母いずれかの就労地が市内の方（入所月の1日までに転入する方は含まず）		-50
65			市外在住で、父母いずれも就労地が市外の方（入所月の1日までに転入する方は含まず）		利用不可
66			保護者が市内の保育施設等に月20日以上かつ1日6時間以上就労している保育士・保育教諭（内定を含む）【注3】		8
67			指数番号66以外で、保護者が市内の保育施設等に就労している保育士・保育教諭（内定を含む）【注3】		5
68			転居に伴う転所希望		2
69			兄弟姉妹が在園している保育施設に転所希望		40
70			転居、兄弟姉妹同一園希望（教育含む）、その他やむを得ない事情があると認められる場合以外の転所希望		-5
71			当該年度に内定結果連絡後、自己都合で辞退した場合		-20
72			正当な理由なく保育料を滞納している世帯		-30
73			虐待防止等のため特別の支援・配慮等が必要と認める世帯		5～15
74			入所申込締切日までに必要とする書類が提出されない		利用不可

【注1】産前産後休業中又は育児休業中を除く

【注3】新規申請のみ

【注2】基準指数区分が「求職中」、産前産後休業中又は育児休業中を除く

【注4】求職中を除く

※調整指数については、当該児童・世帯の状況に応じて、別途判断する。

※基準指数については父母それぞれ該当する指数について採点する。

なお、父母それぞれが複数類型に該当するは、一番配点の高い類型の基本指数によるものとする。

※調整指数については、各類型の複数項目が該当する指数を合算するものとする。

※基準指数と調整指数の合計が同一指数世帯は、基準指数と調整指数の合計が同一指数世帯の優先順位にて入所調整を行う。

(改正後)

◆調整指数

指数番号	分類	類型	状況		調整指数
			項目	細目	
35	1	両親及び家庭の状況	育児休業	入所希望月の翌月10日までに育児休業（産後休暇）から復職予定【注2】	5
36				申請年度内（又は保留期間中）に育児休業から復職している【注2】	3
37				入所希望月の翌月10日までに育児休業から復職予定なし【注3】	-40
38			就労	生計中心者の失業により、生活が困窮している場合（ひとり親世帯は除く）	10
39			単身赴任	両親のどちらかが単身赴任している	1
40			生活困窮	生活保護受給世帯	10
41				生活保護申請中	5
42			兄弟姉妹	児童の兄弟姉妹が障害児若しくは看護又は介助が必要な疾病がある場合	1
43				同居する小学3年生までの児童の兄弟姉妹が2人以上いる場合	2
44			父方祖父	同居（65歳未満であって、就労・介護などにより保育ができない理由がない場合）	-1
45			父方祖母	同居（65歳未満であって、就労・介護などにより保育ができない理由がない場合）	-1
46			母方祖父	同居（65歳未満であって、就労・介護などにより保育ができない理由がない場合）	-1
47			母方祖母	同居（65歳未満であって、就労・介護などにより保育ができない理由がない場合）	-1
48	2	児童の保育状況	現在の保育状況	地域型保育事業所の継続不可（6か月以上地域型保育事業所在園児のみ対象）（4月のみ）	30
49				指数番号48に該当しており、連携施設を希望している場合（4月のみ）	20
50				他市区町村への委託継続不可（他市区町村の規定による場合のみ）（指数番号48との重複不可）	5
51				年齢到達や閉園等による保育施設継続不可（指数番号48との重複不可）	15
52				認可外保育施設を利用している（月10日以上）（指数番号53との重複不可）【注1】	2
53				一時保育を利用している（月10日以上）（指数番号52との重複不可）【注1】	2
54				出産要件での入所後、継続入所のために再審査を行う場合	5
55				認定こども園の教育部分に在園しており、同じ認定こども園の保育所部分の利用を希望する場合	2
56				障害児通所施設に通所している児童	3
57				医療的ケアが必要な児童	5
58			兄弟姉妹	兄弟姉妹が同時に保育施設に入所を希望している	1
59				多胎児（双子・三つ子など）が同時に保育施設に入所を希望している【注2】	1
60				兄弟姉妹が入所している保育施設への入所又は転所を希望している	10
61			援護状況	児童相談所から入所依頼がある	100
62	3	その他	市外在住で、父母いずれかの就労地が市内の方（入所月の1日までに転入する方は含まず）		-50
63			市外在住で、父母いずれも就労地が市外の方（入所月の1日までに転入する方は含まず）		利用不可
64			保護者が市内の保育施設等に月20日以上かつ1日6時間以上就労している保育士・保育教諭（内定を含む）【注2】		8
65			指数番号64以外で、保護者が市内の保育施設等に就労している保育士・保育教諭（内定を含む）【注2】		5
66			転居に伴う転所希望		2
67			転居、兄弟姉妹同一園希望（教育含む）、その他やむを得ない事情があると認められる場合以外の転所希望		-5
68			当該年度に内定結果連絡後、自己都合で辞退した場合		-20
69			正当な理由なく保育料を滞納している世帯		-30
70			虐待防止等のため特別の支援・配慮等が必要と認める世帯		5～15
71			入所申込締切日までに必要とする書類が提出されない		利用不可

【注1】産前産後休業中又は育児休業中を除く

【注3】求職中を除く

【注2】新規申請のみ

※調整指数については、当該児童・世帯の状況に応じて、別途判断する。

※基準指数については父母それぞれ該当する指数について採点する。

なお、父母それぞれが複数類型に該当するは、一番配点の高い類型の基本指数によるものとする。

※調整指数については、各類型の複数項目が該当する指数を合算するものとする。

※基準指数と調整指数の合計が同一指数世帯は、基準指数と調整指数の合計が同一指数世帯の優先順位にて入所調整を行う。